

件名：フリブール州による新型コロナウイルス感染症予防のための独自措置について

【ポイント】

●8月26日、フリブール州は、新型コロナウイルス感染症予防のための独自措置を実施する旨を発表

【本文】

8月26日、フリブール州は、新型コロナウイルス感染症予防のため、以下の独自措置を実施すると発表しました。

1 マスク着用義務

(1) 店舗及びスーパーマーケットにおいて、客（12才以上）及び従業員（仕切板等の設置により感染防護措置が講じられている場合を除く）は、マスク着用が義務化されます。

(2) 店舗内のレストランやバーで着席する客は、マスク着用義務の対象外となりますが、店舗の感染防止措置に従う義務があります。

(3) 飲食店（レストラン、飲食を提供するイベント、バー、ディスコを含む）においては、従業員のみがマスク着用義務の対象となります。

2 適用日

2020年8月28日（金）以降

※終わりの時期についての記載はなし

フリブール州政府は、今後新型コロナウイルス感染症のまん延状況が悪化した場合には、対策を強化する可能性に言及するとともに、市民の自己責任による社会的距離の確保、衛生ルール及びマスク着用の遵守を呼びかけています。

○フリブール州発表

<https://www.fr.ch/de/covid19/news/kanton-freiburg-verstaerkt-corona-massnahmen>

（リンクはドイツ語、他にフランス語有）

（連絡先）

○在スイス日本国大使館 領事班

電話：031 300 2222

Fax：031 300 2256

メール：[consularsection@br.mofa.go.jp](mailto:consularsection@br.mofa.go.jp)

ホームページ：[https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

（メール配信停止手続き）

○在留届を提出されている方がスイスから転出する場合又は既に転出された場合

帰国・転出届

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>